

感染症予防計画の一部改正（案）に対する県民の皆様からのご意見と県の考え方

※感染症法：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の略

番号	ご意見	県の考え方	意見数
1	適正な改正であり、改正案に賛同する。	今後とも感染症対策を推進し、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努めてまいります。	15件
2	愛知県には国際空港があり、今後も海外からの感染症の侵入が心配であり、こういった面からも実行性のある計画と万全の準備をお願いしたい。	今後とも検疫所と連携し、対策を進めてまいります。	2件
3	生物テロ、新型インフルエンザ等に関して県民がパニックにならないように万全の策をお願いしたい。	感染症予防計画では、緊急時において、県民に有益な情報をパニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供することが重要であるとしています。このため、平常時から準備を進めるとともに、緊急時には県民に対して的確な情報を提供していきたいと考えております。	1件
4	国民の生命に関わる大切なことなので、慎重に適切に取り組んでほしい。	今後とも慎重かつ適切に感染症対策を推進し、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努めてまいります。	1件
5	予防計画については強力化を希望する。	感染症に関する動向等を踏まえながら、今後とも必要に応じて感染症予防計画を改正するなど対応をしていきます。	1件
6	一般県民には予防計画に関する知識がなく、これは県のPRの不足である。	感染症予防計画につきましては、今後とも様々な機会を通じて、県民の皆様へ広報してまいります。また、健康福祉部健康担当健康対策課のホームページにも全文を掲載しております。	3件
7	冷静かつ迅速な情報公開と対応指針の提示を行ってほしい。		1件
8	国や県の対応を一層強化し、情報提供を迅速に行い、医療機関でも適切に対応できるようにしてほしい。	感染症予防計画では、県及び市町村は適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが重要としています。県においては、感染症法に基づいて医療機関から報告される感染症の発生数や各種感染症の情報等について、県衛生研究所や健康対策課のホームページに掲載する他、特定の感染症が流行している場合には、人権を尊重しながら注意喚起等の報道発表を行うなど積極的に県民の皆様へ情報を提供しています。	1件
9	感染症に関して生活の仕方、予防接種の種類、感染症毎の医療機関の紹介等具体的な情報をわかりやすく広報誌や新聞等で提供してほしい。		4件
10	性感染症に対する啓蒙活動が必要であり、そのことの記載が必要ではないか。		1件
11	市民が本当にほしい情報は、結核や新型インフルエンザに感染した場合、どこの病院で対処されるのかということであり、体制を整備してほしい。	今後とも積極的な広報に努めてまいります。	1件
12	結核については、県民に対して定期的に知らせていくべきだと思われる。		1件
13	インフルエンザの他、各種予防接種に対する公的な費用補助等を検討してほしい。	予防接種法に基づく予防接種につきましては、市町村が無料で実施しています（高齢者へのインフルエンザの予防接種は一部自己負担あり）。	3件
14	新型インフルエンザ予防のためのワクチン接種に対する医療補助を行ってほしい。	国の新型インフルエンザ対策ガイドラインによれば、新型インフルエンザの分離ウイルスを特定後に、ワクチンの生産を開始することとしています。ワクチン接種については、通常のインフルエンザと同様の形態となると予想されます。	1件

15	老人施設入所等の際に感染症の検査実施を施設から要求されるが、人権の尊重という点から問題があるように思われる。必要以上の感染対策について注記ででも記述できないか。	感染症予防計画では、病院、診療所、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならないとされています。 従いまして、開設者等が施設内の感染症の発生予防やまん延防止のため必要な情報を収集することは否定されるものではないと考えますが、当然のことながら、収集する情報は、感染症の発生予防及びまん延防止のために必要となる最小限のものに限り、また、感染者等への対応についてもその人権を十分尊重しなければならないと考えます。	1件
16	人権そのものは法律で保障されており、どちらかといえば「人権への配慮」が優先字句に思われる。	「人権への配慮」を「人権の尊重」と改正するのは、より人権を重んじるということを改めて記載したものであります。	1件
17	患者が人権侵害を受けた際にこれらを告発する機関を設置してほしい。	感染症法では、同法に基づき入院した患者が入院時に受けた処遇について、知事に対し苦情の申し出を行うことができるとされています。	1件
18	強制的に隔離する場合には複数の医師の同意が必要としてほしい。	感染症法では、患者に対して入院を勧告することとされており、強制的な隔離は行っていません。 なお、入院勧告を行う場合は、感染症診査協議会（5人の委員で構成）へ報告し、期間延長を行う場合は、同協議会の承認を得ることになっています。	1件
19	人権については、配慮、尊重されるべきであるが、運用に当たっては一定の制限があって止むを得ないものと思われる。感染拡大防止が第一と思われる。	感染拡大防止のため、患者への入院勧告、特定の仕事に就くことの制限などを行っていますが、これらを行う場合には、十分な説明を患者やその家族に行い理解を得るように努めています。	1件
20	感染症の発生に備えて、十分な準備や想定訓練を行ってほしい。	感染症の発生に備え、机上訓練や実地訓練を実施するとともに、国や検疫所等の訓練に参加し、関係機関との連携を深めています。	1件
21	県に感染症予防の専門スタッフを養成してほしい。	感染症予防計画のなかでは、感染症に関する人材の養成のため、国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で開催される研修会に職員を派遣する他、保健所等の職員を対象とした研修会を開催することとしています。今後もこうした機会を利用して専門スタッフの養成に努めてまいります。	1件
22	実行にあたって医師等必要な人材は確保できるのか。	平常時から保健所等の職員の研修に努めております。また、必要に応じて医師会等関係機関に協力をいただくこととなりますが、この点についても医師等の果たすべき役割として感染症予防計画に規定しております。	1件
23	感染症に関する専門の医療機関の確保が重要である。	感染症法に基づき、県内 16 医療機関を感染症指定医療機関に指定しています。	1件
24	VREのサーベイランスも含め、院内感染に関する管理体制は構築されているのか。	VRE（バンコマイシン耐性腸球菌）については、感染症法において、患者を診断した医師は、保健所に届け出ることとされています。 また、感染症予防計画では、医療機関の管理体制について、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることとしています。	1件

25	病原体ごとに管理体制の整備とマニュアルを作成してほしい。	厚生労働省、国立感染症研究所等から施設や感染症別のマニュアルが示されており、ホームページで公表されています。	1件
26	保健所の感染症に関する健診を充実させてほしい。結核健診の廃止のような感染症対応機能を後退させるようなことはしないで欲しい。	赤痢、コレラや腸管出血性大腸菌O157 など、そのまん延を防止するため必要と認められるときは、保健所や衛生研究所において検便などの健康診断を実施しています。また、結核の接触者の健康診断については、住民の利便性を向上させ受診率を高めるために、身近な医療機関で健康診断が行えるように19年4月から体制を整備したところであり、今後とも接触者の把握及び受診率の向上に努めてまいります。	1件
27	感染症に対する健康診断を無料化してほしい。	感染症発生時に保健所が必要と判断した場合には、接触者等に対して無料で検便等の健康診断を行っています。なお、通常時においても保健所では、エイズ、B型・C型肝炎につきまして、不安のある方を対象に無料検査を行っています。	1件
28	概要版に記載されている主な改正点の4つめの「緊急時における施策に関する事項」について、県民に対しての情報提供は、テレビ、ラジオなどで、早急に対応する様な条文が必要なのではないか。	感染症予防計画では、緊急時の県民への情報提供は複数の媒体を通じて行うこととしていますので、テレビ、ラジオによる情報提供を想定しています。	1件
29	通常の医療においても「患者等への十分な説明と同意に基づいた医療」が提供されているとは言い難い現状であり、平時においてさえ出来ないものを緊急時に望むのは更に無理なことと考えます。	感染症予防計画では、医師等は患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要としています。従って、緊急時においても患者等に対して十分な説明を行い、理解を得るように努めることは必要であると考えております。	1件
30	概要版に記載されている主な改正点の4つめの「緊急時における施策に関する事項」の内容は抽象的すぎる。緊急とは具体的にどのような状況なのか。必要な措置とはどのような措置なのか。	緊急時とは多くの県民に多大な健康被害を生じる感染症が発生・まん延している又はその可能性が非常に高まった状況と考えています。必要な措置とは、患者への入院勧告、汚染された場所の消毒、患者の行動等に関する疫学調査の実施、県民などへの迅速な情報提供などになります。	1件
31	結核が復活してきているとは驚きであり、予防計画でしっかり対応してほしい。	結核につきましては基本的な内容を感染症予防計画に盛り込むとともに、具体的な対策については、別に対策プランを策定し、適切に対応することとしています。	1件
32	結核の定期的健康診断の実施は、有用であり、極力早期に対応できるようにすることが望ましい。	今後とも結核対策を推進し、結核の発生及びまん延防止に努めていきます。	1件
33	結核指定医療機関について県は何らかの補助を行うのか。	現時点では、結核指定医療機関に対する補助制度はありません。	1件
34	結核は集団の場（学校、職場等）で感染しないようにしてほしい。	定期健康診断の実施により結核の早期発見に努めています。	1件
35	結核と感染症法が統一されることで、何か利点があるのか。	特定の感染症に絞った個別法が人権上の問題があるということから、今回、感染症法に統合されたものです。今回の統合により、全ての感染症について同じ法律で統一的な対応が容易になりました。	1件

36	病原体等の一種から四種というのはどういうものなのか。	感染症法のなかでは、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するために、病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて病原体等を危険度の高いものから順に一種から四種に分類しています。 一種 エボラウイルス、ラッサウイルスなど 6 病原体 二種 SRAS コロナウイルス、炭疽菌など 6 病原体 三種 狂犬病ウイルス、Q 熱コクシエラなど 23 病原体 四種 黄熱ウイルス、コレラ菌など 16 病原体	1 件
37	感染症の分類とはどういうものなのか。	感染症法のなかでは、感染した場合の症状の重篤度、感染力等に応じて感染症を一類から五類に分類しています。 一類 エボラ出血熱、痘そう（天然痘）など 7 疾病 二類 結核、ジフテリアなど 4 疾病 三類 コレラ、細菌性赤痢など 5 疾病 四類 狂犬病、マラリアなど 41 疾病 五類 アメーバ赤痢、破傷風など 42 疾病	3 件
38	最終責任者に必要な情報が速やかに伝わるのか。	新型インフルエンザの発生など緊急時には、知事をトップとする対策本部を設置し、情報の迅速な伝達と共有化を図ります。	1 件
39	誰が最終の責任を負っているのか。	感染症予防に関する様々な業務は、それを担当する者が責任を持って実施しています。新型インフルエンザの発生など緊急時には知事をトップとする対策本部を設置し対応します。	1 件
40	個人の責任でやれば良いことと思う。国や県は情報を正しく、インターネット、テレビ等で伝えれば良いことだと思う。	今後とも県民の方々に感染症に関する正確な情報、わかりやすい情報を提供してまいります。	1 件
41	動物から感染する感染症予防対策と動物に関する衛生管理体制強化と迅速な措置が織り込まれているか。	感染症予防計画においては、獣医師、その他獣医療関係者、動物取扱業者の果たすべき役割を規定しています。また、動物から感染症が感染する可能性のあることについては、今後とも県民への情報提供を行ってまいります。	1 件
42	インフルエンザにかかった場合、強制的に出勤できない条例を制定して欲しい。	条例によりインフルエンザにかかった方の出勤を制限することは困難であると考えております。県としましては、インフルエンザの予防と感染拡大防止について、今後とも事業者を含め県民への啓発活動に努めていきたいと考えております。	1 件
43	感染症予防計画（改正案）の第 3、2（1）に記載されている「法第 20 条第 5 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与」について資料「愛知県感染症予防計画の一部改正（案）の概要」の中に見出すことができない。	「法第 20 条第 5 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与」とは、入院の延長に関する勧告を行う際には、患者等に対して適切な説明を行い、理解を得ることに加え、意見を述べる機会を与えなければならないとしているものであります。資料「愛知県感染症予防計画の一部改正（案）の概要」では、「1 患者等の人権の尊重の観点からの改正」の中の「入院延長勧告に対する意見を述べる機会の付与」に該当します。	1 件